

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第103号
事故等種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成25年4月23日 10時20分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市鳥取港の第1防波堤北東端付近 鳥取港第1防波堤東灯台から真方位160°30m付近 （概位 北緯35°33.0′ 東経134°11.5′）
事故等調査の経過	平成25年6月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第七津栄丸、19トン 272-19072山口、個人所有 B 台船 第七昭和丸、長さ34.0m、幅13.5m、深さ2.5m なし、有限会社天草海洋
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首部に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、B船をえい航して鳥取港に向けて航行中、平成25年4月23日10時20分ごろ、B船が、南方の風と北方への川の流りに圧流され、B船の右舷船首部が鳥取港第1防波堤北東端付近の消波ブロックと衝突した。 A船は、B船を消波ブロックから引き離そうとしたが、主機の調子が悪くて出力を上げることができず、B船が風潮流に圧流され続けたので、えい航索を短くし、近くを航行していた作業船の協力により、B船を消波ブロックから引き離した後、えい航して鳥取港の公共岸壁に着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	A船は、鳥取県岩美町網代港沖で主機の煙突から黒煙が上がるようになり、主機の点検を行うために鳥取港に入港しようとしていた。 A船は、長さ約200mのえい航索を縮めずに航行していた。 鳥取港は、河口付近に位置している。 B船は、損傷が軽微であったことから、修理を行わずに継続して使用された。
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>あり          あり          A船は、B船をえい航して鳥取港に向けて航行中、主機の調子が悪くて出力を上げることができなかったことから、B船が鳥取港第1防波堤北東端付近の消波ブロックと衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が、B船をえい航して鳥取港に向けて航行中、主機の調子が悪くて出力を上げることができなかったため、B船が鳥取港第1防波堤北東端付近の消波ブロックと衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港内などで台船をえい航する場合は、えい航索を適切な長さに調節すること。</li> <li>・河口に接する水域では、川の流れによる影響に注意すること。</li> </ul>